

令和元年度宜野座村国民健康保険収納対策緊急プランの策定について

国民健康保険税の収納率向上を図るため、次のとおり収納対策緊急プランを策定し実施します。

1 滞納状況の解消

- (1) 他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨します。
- (2) 定期的に徴収催告書を送付し、時効完成前に納付の勧奨を行います。
- (3) 時効完成前に納入勧奨を強化するとともに、時効が完成した場合は迅速に不納欠損処理を行います。
- (4) 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度、宜野座村国民健康保険税減免制度の周知を行います。
- (5) 短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を図り、納税相談・指導を行います。
- (6) 所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税に努めます。
- (7) 定期的に納税相談を行い、生活困窮世帯の発見に努め、他制度へ繋げる等担当課との連携を密にします。

2 徴収方法の改善等

- (1) 県が定める目標収納率を確保するため、継続的に納税相談員の雇用を行い積極的に研修等へ参加し、徴収に関する知識の向上に努めます。
- (2) 定期的に電話催告・個別訪問を行い、納税指導に努めます。
- (3) 村税担当課との連携を図り、効果的な収納対策を実施します。
- (4) 新規加入時における窓口での口座振替の勧奨、納税相談員の訪問による勧奨を行い収納率向上に努めます。
- (5) 村ホームページ及び広報誌等を活用し、国民健康保険制度への理解と周知に努めます。

3 滞納処分の実施

- (1) 督促及び催告を行っても納付に応じない者に対し、滞納処分を行う可能性がある旨を通知し、納付を促します。
- (2) 滞納者が転出した場合、転出先の住所での居住調査を行い、居所不明者には早期に滞納処分を実施します。
- (3) 村税担当課と情報を共有し、給与、財産、軍用地料等の差押えを実施します。